

# 公益財団法人せたがや文化財団専門職員給与規程

平成30年2月20日  
せ文財規程第2号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人せたがや文化財団専門職員就業規程（平成29年せ文財規程第1号。以下「専門職員就業規程」という。）第51条の規定に基づき、同規程が適用される専門職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 専門職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 超過勤務手当
- (6) 休日給
- (7) 期末手当
- (8) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

### (給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で直接専門職員に支払わなければならない。ただし、専門職員からの申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の給与の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により給与から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

## 第2章 給料

### (給料の意味及び給料表)

第4条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は月額とし、別表第1に定める給料表による。

### (給料の決定)

第5条 専門職員に適用される給料表の職務の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第2に定める基準により決定する。

2 専門職員就業規程第15条の手続で採用された専門職員及び同規程第16条の手続で登用

された専門職員の給料月額、前項の規定により決定される職務の級に基づき、別表第3に定めるところにより給料月額を決定する。

- 3 専門職員は、主任選考に合格し主任の職を命じられ昇格した場合及び主任の職にある職員が1級の職務の級に降格した場合における給料月額は、別表第4に定める基準による。
- 4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月額がある場合において、9月以上のときは9月、6月以上9月未満のときは6月、3月以上6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。
- 5 専門職員就業規程附則第3項の規定により継続雇用された再雇用専門職員の給料月額は、その者に適用される給料表の第2項の表に掲げる給料月額のうち、その者が公益財団法人せたがや文化財団職員の再雇用に関する規則（平成21年せ文財規則第1号）第10条に基づき該当することとなった職務の級に定める額とする。
- 6 この規程により難いと認められるときは、世田谷区の職員の例により理事長が決定する。

（昇給の基準）

第6条 専門職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前で理事長が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により専門職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した専門職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定する。
- 3 専門職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 4 専門職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（育児短時間勤務専門職員等の給料月額）

第7条 公益財団法人せたがや文化財団職員の育児休業等に関する規則（平成15年せ文財規則第1号）第21条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた専門職員（以下「育児短時間勤務専門職員」という。）及び公益財団法人せたがや文化財団職員の介護休業等に関する規則（平成26年せ文財規則第3号）第15条に規定する介護短時間勤務の承認を受けた専門職員（以下「介護短時間勤務専門職員」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、専門職員就業規程第35条により準用する公益財団法人せたがや文化財団総合職員就業規程（平成15年せ文財規程第1号。以下「総合職員就業規程」という。）第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給の時期）

第8条 第6条に規定する昇給の時期は、4月1日を基準とし理事長が定める。

（給料の支給方法）

第9条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額を月1回に支給する。

- 2 給料の支給日は、給与期間のうち理事長の定める日とする。
- 3 新たに専門職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 4 専門職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 専門職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定により給与を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その給与期間の現日数から週休日（専門職員就業規程第38条が準用する総合職員就業規程第35条第1項第1号に規定する「週休日」をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（解雇時の給料支給の特例）

第10条 専門職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

### 第3章 諸手当

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある専門職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその専門職員の扶養を受けている者をいう。

（1）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると理事長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ生計を一にしているものを含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

（1）前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

（2）前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の認定等）

第11条の2 次条第1項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る扶養親族が前条

- 第2項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し、扶養親族の認定を行うものとする。
- 2 前項の場合において、届出に係る者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。
- (1) その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額1,300,000円以上である者
  - (2) 扶養手当又はこれに相当する給与を他の者が受ける原因となっている者
- 3 専門職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、当該専門職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を扶養親族として認定することができる。

(扶養親族の届出)

第12条 新たに専門職員となった者に扶養親族がある場合又は専門職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、当該専門職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第11条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに専門職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が専門職員となった日、扶養親族がない専門職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている専門職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている専門職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。
- (1) 扶養手当を受けている専門職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている専門職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第13条 専門職員には、当分の間地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 支給割合は、100分の20を超えない範囲とする。
- 4 地域手当の支給については、給料の例による。

(住居手当)

第14条 世帯主（これに準ずる者を含む。）である専門職員のうち、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額27,000円以上の家賃を（使用料を含む。）を支払っているものには、住居手当を支給する。

- 2 住居手当の月額は、8,300円（満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,300円をその額に加算した額）とする。
- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 次の各号に掲げ専門職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする専門職員（交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める専門職員以外の専門職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする専門職員（自転車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める専門職員以外の専門職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする専門職員（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める専門職員以外の専門職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる専門職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる専門職員  
その者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額
  - (2) 前項第2号に掲げる専門職員  
別表第5に掲げる専門職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて、同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる専門職員

交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される専門職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該専門職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

4 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当等)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた専門職員に対しては、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 専門職員就業規程第39条で準用する総合職員就業規程第36条第1項に規定する休日労働（休日の勤務に替えて他の日の勤務を免除された場合を除く。）において超過勤務することを命ぜられた専門職員に対しては、その勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 第1項の規定に定めるもののほか、専門職員就業規程第35条で準用する総合職員就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた4週間を平均して1週間の正規の勤務時間を超えて専門職員就業規程第39条により準用する総合職員就業規程第36条第1項の規定により休日労働を命じられた専門職員に対しては、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することができる。

4 育児短時間勤務専門職員及び介護短時間勤務専門職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、第1項の規定にかかわらず、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額を支給する。

5 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が、1箇月について60時間を超えた専門職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤

務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の50

6 勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に及ぶ場合であって第1項及び第2項に該当しないときにおいてもその勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

7 前6項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び別に定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に専門職員就業規程第38条で準用する総合職員就業規程第35条第1項第2号（土曜日に当たる日を除く。）及び第3号（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）に規定する日の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務専門職員及び介護短時間勤務専門職員にあつては、その額に専門職員就業規程第35条で準用する総合職員就業規程第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

8 超過勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(休日給)

第17条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することが命じられた専門職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき前条第7項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、理事長が代休日を指定し当該専門職員がその代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

2 休日給は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(期末手当)

第18条 専門職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい、理事長がその都度定める基準により期末手当を支給するものとする。

2 期末手当の支給日は、その都度理事長が定める日とする。

(勤勉手当)

第19条 専門職員に対しては、勤務成績を考慮し、予算の範囲内で、理事長がその都度定める基準により勤勉手当を支給することができる。

2 勤勉手当の支給日は、前条第2項を準用する。

(再雇用専門職員についての適用除外)

第20条 第11条及び第12条並びに第14条の規定は、再雇用総合職員には適用しない。

## 第4章 雑則

(給与の減額)

第21条 専門職員が勤務しないときは、休日、専門職員就業規程第42条から第44条まで並びに第45条及び第46条において準用する総合職員就業規程第38条から第40条までに規定する年次有給休暇、同規程第41条に規定する病気休暇（1回について、引続く90日を限度とする。）及び同規程第42条に規定する特別休暇（生理休暇については、1回について、引き続く3日を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合であって、その勤務しないこと及び給与の減額を免除することに理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条第7項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、理事長が別に定めるところによる。

3 第1項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の際行うものとする。

(時間の計算)

第22条 第16条、第17条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(欠勤者等の給与)

第23条 欠勤者又は休職者の給与については、第21条に定める場合を除くほか、別表第6に定めるところによる。

(端数計算)

第24条 次の各号に規定する給与の計算に係る端数計算は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第16条及び第17条により算出された総額に1円未満の端数が生じた場合は50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を1円に切り上げる。

(2) 第21条により給与を減額する場合に、減算額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(3) 第7条、第13条、第18条及び第19条

1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

(その他)

第25条 この規程及び別に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な事項は、世田谷区の職員の例による。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、第11条第3項並びに第12条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、次の通りとする。

[第11条第3項]

3 扶養手当の月額額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族 10,000円



- (2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち一人（専門職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円
- (3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円
- (4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

[第12条第1項]

第12条 新たに専門職員となった者に扶養親族がある場合又は専門職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合においては、その専門職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5項に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子がある専門職員が配偶者のない専門職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子がある専門職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

[第12条第3項]

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合又は扶養手当を受けている専門職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている専門職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている専門職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

[第12条第4項]

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある専門職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている専門職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある専門職員が配偶者のない専門職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 本則第11条第2項第4号に規定する満60歳以上の父母及び祖父母について、平成31年3月31日において、勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額（以下「総合計額」という。）が年額130万円以上140万円未満であると認定され、同年4月1日以降、年間の総合計額が引き続き130万円以上140万円未満と見込まれるときは、平成31年度に限り、本則第11条の2第2項第1号の規定にかかわらず、扶養親族と認定することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1は、遡及適用をしないものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1は、令和4年4月1日に遡及適用とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1は、令和5年4月1日に遡及適用とする。

別表1(第4条、第5条関係)

給 料 表

1 再雇用専門職員以外の専門職員 2023年4月1日適用

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	138,200	187,700
2	139,200	189,000
3	140,200	190,100
4	141,300	191,300
5	142,300	192,500
6	143,400	193,600
7	144,500	194,900
8	145,600	196,200

9	146,700	197,900
10	147,700	199,200
11	149,000	200,700
12	150,200	202,100
13	151,300	203,400
14	152,700	204,900
15	154,000	206,300
16	155,400	207,700
17	156,700	209,100
18	158,300	210,500
19	160,000	211,800
20	161,700	213,300
21	163,300	215,100
22	164,900	216,700
23	166,600	218,400
24	168,300	219,900
25	170,000	221,400
26	171,700	223,000
27	173,500	224,600
28	175,100	226,300
29	176,600	227,900
30	177,500	229,800
31	178,300	231,700
32	179,100	233,600
33	179,800	235,600
34	180,700	237,100
35	181,600	238,700
36	182,700	240,300
37	183,700	242,100
38	185,000	243,600
39	186,300	245,300
40	187,600	247,000
41	189,000	248,700
42	190,500	250,200
43	192,100	251,900
44	193,600	253,600
45	195,300	255,200
46	196,600	256,700
47	198,000	258,400
48	199,500	260,100
49	201,000	261,700
50	202,300	263,200

51	203,700	264,700
52	205,200	266,300
53	206,700	267,700
54	207,900	269,200
55	209,300	270,900
56	210,800	272,200
57	212,300	273,700
58	213,500	275,200
59	214,800	276,600
60	216,300	278,100
61	217,800	279,600
62	219,000	280,900
63	220,400	282,400
64	222,000	283,800
65	223,400	285,200
66	224,800	286,500
67	226,200	287,900
68	227,700	289,100
69	229,000	290,500
70	230,300	291,700
71	231,700	293,000
72	233,100	294,200
73	234,600	295,300
74	235,800	296,400
75	237,200	297,500
76	238,500	298,500
77	239,900	299,500
78	241,100	300,500
79	242,400	301,400
80	243,800	302,300
81	245,200	303,000
82	246,600	303,800
83	247,900	304,500
84	249,200	305,200
85	250,400	305,800
86	251,700	306,400
87	253,000	306,900
88	254,200	307,500
89	255,500	308,000
90	256,700	308,600
91	258,000	309,100
92	259,100	309,600

93	260,200	310,000
94	261,400	310,500
95	262,600	310,900
96	263,600	311,400
97	264,600	311,800
98	265,700	312,200
99	266,800	312,600
100	267,900	313,100
101	268,800	313,500
102	269,800	313,900
103	270,800	314,300
104	271,700	314,800
105	272,500	315,200
106	273,400	315,600
107	274,200	315,900
108	275,000	316,300
109	275,800	316,700
110	276,500	317,000
111	277,200	317,400
112	278,000	317,700
113	278,500	318,100
114	279,100	318,500
115	279,700	318,800
116	280,200	319,200
117	280,700	319,500
118	281,100	319,900
119	281,500	320,300
120	281,800	320,600
121	282,100	321,000
122	282,500	
123	282,800	
124	283,200	
125	283,500	
126	283,800	
127	284,200	
128	284,500	
129	284,900	
130	285,300	
131	285,600	
132	286,000	
133	286,200	
134	286,600	

135	286,900	
136	287,100	
137	287,400	
138	287,700	
139	288,000	
140	288,200	
141	288,500	
142	288,800	
143	289,000	
144	289,300	
145	289,600	
146	289,800	
147	290,100	
148	290,400	
149	290,700	

## 2 再雇用専門職員

職務の級	1 級	2 級
給料月額	198,300 円	232,900 円

### 附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(満60歳年度末以後 定年までの給料月額)

2 当分の間、専門職員の給料月額は、その者が満60歳に達した日後における最初の4月1日(以下、「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下、「特定日給料月額」という。)とする。ただし、その者の受ける特定日給料月額が、特定日以後その者の職務が該当する別表第1第2号(再雇用専門職員の給料月額)の級の給料月額に達しない場合は、別表第1第2号の給料月額とする。

(役職定年以後、定年までの給料月額)

3 前項の規定にかかわらず、専門職員就業規程第26条の2が準用する総合職員就業規程第22条の3の規定により降任された専門職員であって、当該降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける専門職員のうち、異動日以後の職務(降任による新たな職務)と第2項の規定によって決定されるその者の受ける特定日給料月額が、異動日の直前までその者に適用されていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。(以下「基礎給料月額」という。))に達しないこと

となる専門職員の給料月額は、当分の間、特定日以後、特定日給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

(役職定年の例外が適用された専門職員の給料月額)

- 4 第2項及び第3項の規定は、専門職員就業規程第26条の3が準用する総合職員就業規程第22条の4の規定により、満60歳となった年度の年度末日に従事していた主任以上の職位から降任せず、満60歳となった年度の年度末日に従事していた職位にそのまま従事する期間が延長された専門職員には適用しない。

別表第2（第5条関係）

□ 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務又は一定の知識又は経験を必要とする業務
2 級	主任の職務（マネージャー等を補佐し、必要に応じてチーム・リーダーとなる。高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う。）

別表第3（第5条関係）

1 初任給基準表

基準	1 級 2 2 号
----	-----------

備考

- ・専門職員就業規程第15条により採用された者が、その職務について有用な経験を有する場合においては、その者の号給を次表に定める経験年数換算表により換算された経験年数の月数を3月で除した数（1未満の端数切捨て）を加えて得た数を号給とすることができる。ただし、経験年数は換算後5年を限度とする。
- ・専門職員就業規程第16条により内部登用された者の場合において、その者の号給数を一般契約職員又は非常勤職員の経験年数の月数を3月で除した数（1未満の端数切捨て）を加えて得た数を号給とすることができる（経験年数は5年を限度とする。）。ただし、当該職員であるときの直近の年度の報酬年額（超過勤務手当及び通勤手当の額を除く。）を専門職員としての年度の給与年額が下回ることなく、これを上回ることとなる号給数に調整する。



2 採用時経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備 考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5割	1 在学年数は、正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5割	経験年数は10年（換算後5年）を限度とする。

別表第4（第5条関係）

昇格・降格に関する基準

1 昇格する場合の号給は、次の表のとおりとする。

□ 昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	61
95	62
96	62
97	63
98	63
99	64
100	64
101	65
102	66
103	67
104	68
105	69
106	69
107	70
108	70
109	71
110	71
111	72
112	72
113	73
114	73
115	73
116	74
117	74
118	74
119	75
120	75
121	75
122	76

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
123	76
124	76
125	77
126	77
127	77
128	78
129	78
130	78
131	79
132	79
133	79
134	80
135	80
136	80

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
号給	2級
137	81
138	81
139	81
140	81
141	82
142	82
143	82
144	82
145	83
146	83
147	83
148	83
149	84

2 降格する場合の号給は、次のとおりとする。

(1) 降格した日の前日に受けていた号給（以下「降格前号級」という。）が昇格時対応号給表の「昇格後の号給欄」に定める号給として、いずれかに該当するとき。	該当する号給に対応する「昇格した日の前日に受けていた号給欄」に掲げる号給とする。
(2) 降格前号給が昇格時対応表の「昇格後の号給欄」に定める号給として無いとき。	降格した職務の級の最高の号給とする。
(3) (1) で降格前号給に対応する「昇格した日の前日に受けていた号給欄」に定める号給が2以上あるとき。	最も上位の号給とする。

別表第5（第15条関係）

片道 使用距離区分 職員の区分	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員で理事長が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
5キロメートル未満	2,600円	3,900円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000円	5,300円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000円	8,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000円	10,900円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000円	13,700円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000円	16,500円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000円	19,300円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000円	22,100円
40キロメートル以上	13,000円	24,900円

別表第6（第23条関係）

## □ 欠勤者又は休職者等の給与支給基準

	原因	給与支給基準
1 欠勤	(1) 業務上の事由又は通勤途上の負傷、疾病による欠勤	給与の支給に替えて、専門職員就業規程の第10章『災害補償』に定める休業補償を行う。
2 休職等	(1) 専門職員就業規程第21条（総合職員就業規程第17条第1項第1号を準用）	休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ100分の80の額
	(2) 専門職員就業規程第21条（総合職員就業規程第17条第1項第2号を準用）	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の額以内で理事長が定める額
	(3) 専門職員就業規程第21条（総合職員就業規程第17条第1項第3号～6号を準用）	理事長の定める額